

著作権入門セミナー

第1回 近時の法改正と著作権をめぐるトピックス

2023年6月20日

用賀法律事務所 弁護士

村瀬 拓男

インターネットと著作権法

- 平成20年以降の改正は、ほぼ全てネット対応

平成21年：検索、サムネイル、DL違法化

平成24年：写り込み等

平成26年：著作権の電子書籍への拡大

平成30年：柔軟な権利制限、教育利用での権利制限拡大

令和2年：リーチサイト規制、DL違法化、写り込み拡大
対抗制度の導入

令和3年：図書館資料の公衆送信（権利制限の拡大）

令和5年：新たな裁定制度の創設、立法・行政における著作物の公衆送信等、損害賠償額の算定方法の見直し

図書館資料の公衆送信（令和3年改正）

【基本的な考え方】

- ・ 図書館関係の権利制限規定については、従来から課題が指摘されていたところ、今般の新型コロナウイルス感染症の流行に伴う図書館の休館等によって、インターネットを通じた図書館資料へのアクセスに係るニーズが顕在化。



- ・ 民間事業者によるビジネスを阻害しないよう十分注意しつつ、デジタル・ネットワーク技術を活用した国民の情報アクセスを充実させる必要。

【制度改正の全体像】

① 絶版等により一般に入手困難な資料
(絶版等資料)



国立国会図書館によるインターネット送信
(ウェブサイト掲載)を可能とする

② 一般に入手可能な資料
(図書館資料)



補償金の支払いを前提に、一定の図書館等で
著作物の一部分のメール送信等を可能とする

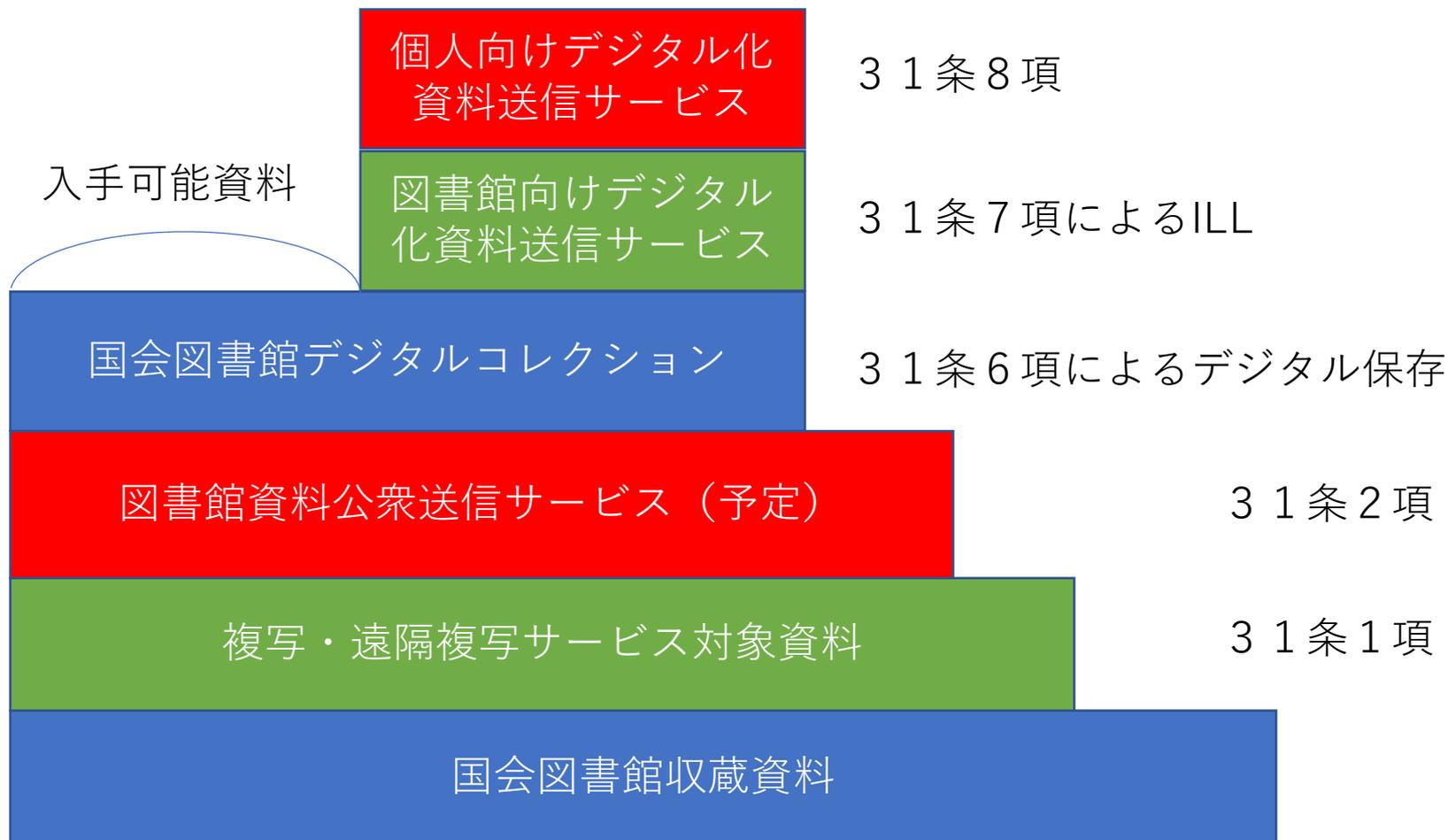
新刊書など



※ 厳格な要件により正規市場との競合等を防止

国立国会図書館の「個人向けデジタル化資料送信サービス」 本年5月スタート
https://www.ndl.go.jp/jp/use/digital_transmission/individuals_index.html

特定図書館等からの「図書館資料公衆送信サービス」2023年5月までに実施



特定図書館等からの「図書館資料公衆送信サービス」

図書館で利用可能な資料

図書館資料

全部送信可能

国等の周知資料
全部の公衆送信が権利者の利益を不当に害しないもの

著作物の一部送信

著作物の種類（公衆送信状況を含む）、用途、図書館からの公衆送信態様に照らし、権利者の利益を不当に害する場合

Ⅱ. 教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備【第35条等関係】

問題の所在

- 教育機関の授業の過程における著作物の利用は、①**対面授業のために複製**することや、②**対面授業で複製等したものを同時中継の遠隔合同授業のために公衆送信**することは、著作権の権利制限規定(第35条)により、**無許諾で可能**。
- その他の公衆送信は権利者の許諾が必要**となっており、教育関係者から、権利処理の煩雑さなどから、学校等におけるICTを活用した教育において教育上必要な著作物が円滑に利用できていないとして、著作権制度等の見直しを求める声があった。

現行著作権法における学校等の授業の過程における著作物の利用の取扱い

権利制限あり(無許諾・無償)

(著作権法第35条第1項)

複製

対面授業で使用する資料として印刷・配布



権利制限あり(無許諾・無償)

(著作権法第35条第2項)

遠隔合同授業のための公衆送信



対面授業で使用了資料や講義映像を遠隔合同授業(同時中継)で他の会場に送信

同時中継

遠隔地の会場

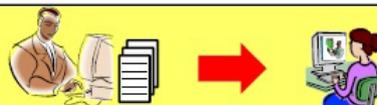


今回の改正範囲

その他の公衆送信全て

権利制限なし(許諾を得て利用)

対面授業の予習・復習用の資料をメールで送信



オンデマンド授業で講義映像や資料を送信



スタジオ型のリアルタイム配信授業



検討の経緯

- 平成26年度 文化審議会著作権分科会での議論を受け、調査研究を実施(外国調査等)。
- 平成27~28年度 権利者・教育関係者間の意見を聴取しつつ、審議。
- 平成29年4月 「文化審議会著作権分科会報告書」をとりまとめ。

制度比較

	31条2項	31条1項	35条
利用機関	特定図書館等	図書館等	教育機関
対象資料	図書館資料	図書館資料	限定なし
目的	調査研究	調査研究	授業の過程での利用
補償金	最終利用者負担	なし	(一部の公衆送信利用について) 設置者負担
分配対象権利者	著作権者、2号出版権者	なし	著作権者
利用範囲	(現在協議中)	原則一部、雑誌等バックナンバーは著作物全部	必要と認められる限度
対象除外	(現在協議中)	楽譜、地図、写真集、画集、雑誌最新号	学参、ドリル等

デジタル時代のコンテンツ戦略

- デジタル化の進展に伴うコンテンツ市場の構造変化や、個人による多様な創作活動の動向、仮想空間上におけるコンテンツ消費等の新たな動きを踏まえつつ、Web3.0時代におけるコンテンツビジネスのゲームチェンジの可能性等も見据え、コンテンツ・エコシステムの活性化に向けた戦略を推進。
- 簡素で一元的な権利処理の実現に向け、2023年通常国会に著作権法の改正法案を提出

デジタル時代のコンテンツ戦略

- ◆ あらゆる人々の創造性発揮を促し、新たな価値創出を拡大
- ◆ クリエーター等主導によるコンテンツ・エコシステムを活性化
- ◆ メディア・コンテンツ産業の構造転換・競争力強化を促進

1. コンテンツの「利用」と「創作」の好循環による価値増殖の加速

- デジタル時代に対応した**著作権制度・関連政策の改革**
 - ・ **簡素で一元的な権利処理の実現**【2023年常会に法案提出】

2. Web3.0時代の新たなコンテンツ消費等への対応

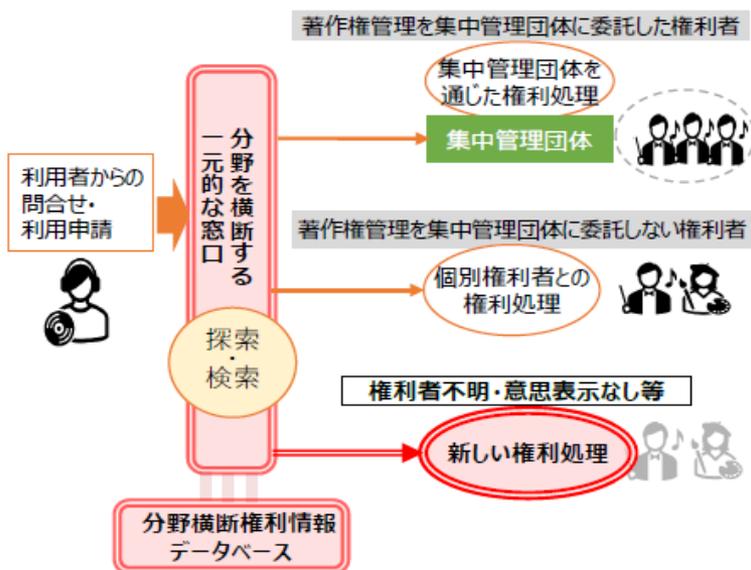
- **メタバース上のコンテンツ等をめぐる法的課題**の把握と論点整理。
官民一体となったルール整備
- **NFTの活用**に係る**コンテンツホルダーの権利保護、利用者保護等**

3. 海外展開を見据えたビジネスモデルへの転換促進

- 国内向け作品づくりから**「世界で売れる」作品づくり**へ
 - ・ **制作システムの抜本的転換**と国際販売力の強化
 - ・ **クリエイター等主導**への転換を踏まえた人材育成等

著作権制度・関連政策の改革

- デジタル時代のスピードに対応し、権利処理にかかる手続きコスト・時間コストを大幅に削減
- 分野を横断する一元的な窓口組織を活用した**新しい権利処理の仕組み**を創設（→権利者不明の著作物や意思表示のない著作物が利用可能に）
- **分野横断的な権利情報データベース**を構築し、権利者等の探索を実施
- 将来的にデジタルで完結する仕組みを目指す



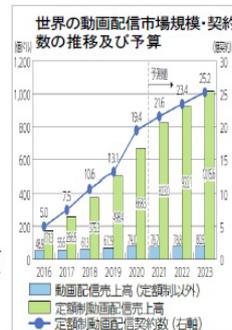
デジタル時代のコンテンツ戦略

- デジタル化・グローバル化の進展等により、コンテンツはデジタル経済の主要な中間財となり、成長産業の中核の一つに。
- ボーダレス化により、海外プラットフォームの支配力が高まり、内外の競争は激化。一方、世界に売り込む機会も提供。
- 日本のコンテンツ産業は、国内向けのビジネスモデルが主流。世界市場を前提として業態を超えた構造転換が不可欠。
- クリエイターの活発な創作活動がカギ。我が国が持つコンテンツ資産をフル活用できる環境の構築に向け官民一体となった戦略推進が必要。

変化の動向

○ デジタル時代の構造変化

- ・ デジタル化・ネットワーク化の進展、コンテンツ市場のボーダレス化・グローバル化
- ・ 厳しい競争環境の中、「世界で売れる」チャンスを拡大
- ・ 世界のコンテンツ市場が急速に拡大、日本発コンテンツの存在感は相対的に低下
- ・ メタバース、NFT等の新技術によるゲームチェンジ



○ クリエイターエコノミーの活性化とプラットフォームの影響の拡大

- ・ コンテンツの流通は、マスメディア主導からプラットフォーム主導へ
- ・ 個々のクリエイター等による自己作品の発信・収益化
※ クリエイティブ制作層の独立への流れ
- ・ プラットフォーマーは、クリエイターにとって、
－ 海外への販路を開く、制作資金の供給減となるなど、重要なパートナーに
－ 収益分配の不透明性、バリューギャップの可能性等の課題も指摘
- ・ ピア・ツー・ピアの取引による新たな経済圏(クリエイターエコノミー)も発展

デジタル時代のコンテンツ戦略・対応

1. コンテンツ産業の構造転換・競争力強化とクリエイター支援

- 民間の構造改革姿勢を引き出し、コンテンツ産業の強靱化や構造改革を官民一体となって進めるための、**官民連携による協議の場の設置**
- 民間の変革方針を踏まえつつ、**優れたクリエイター等の発掘・育成**とその活躍の機会拡大、制作・プロデュース・マネジメント・DX化人材などの**人材育成支援等**
- 「世界で売れる」作品づくりに向けた**制作システムへの抜本的転換、国際販売力強化の民間側の取組具体化、府省庁を越えた関連施策一体推進**

2. クリエイター主導の促進とクリエイターへの適切な対価還元

- **クリエイターへの適切な対価還元に向け**、プラットフォームの果たす役割やコンテンツ流通の媒介者である通信関係事業者の役割等も考慮に入れ、**必要な対応を検討**

3. メタバースなど新技術の潮流への対応

- **メタバース上の法的課題への対応に関するガイドラインの作成・公表**

4. 著作権制度・政策の改革

- 簡素で一元的な権利処理の実現【2023年通常国会で改正著作権法成立】
 - ・ 未管理著作物裁定制度等のための窓口組織の整備
 - ・ 分野横断権利情報検索システムの構築推進
- ※ コンテンツの創作・利用のサイクルを活性化し、価値増殖を加速させるデジタル時代の新たな社会インフラ整備

5. デジタルアーカイブの拡充・利活用促進

- **デジタルアーカイブ政策の推進体制の見直し・拡充** 等

6. 海賊版対策・模倣品対策の強化

- **民間との連携を強化**しつつ、関係省庁一体となった**海賊版対策の推進**

デジタル時代に対応した著作権制度・関連政策の改革

簡素で一元的な権利処理の実現

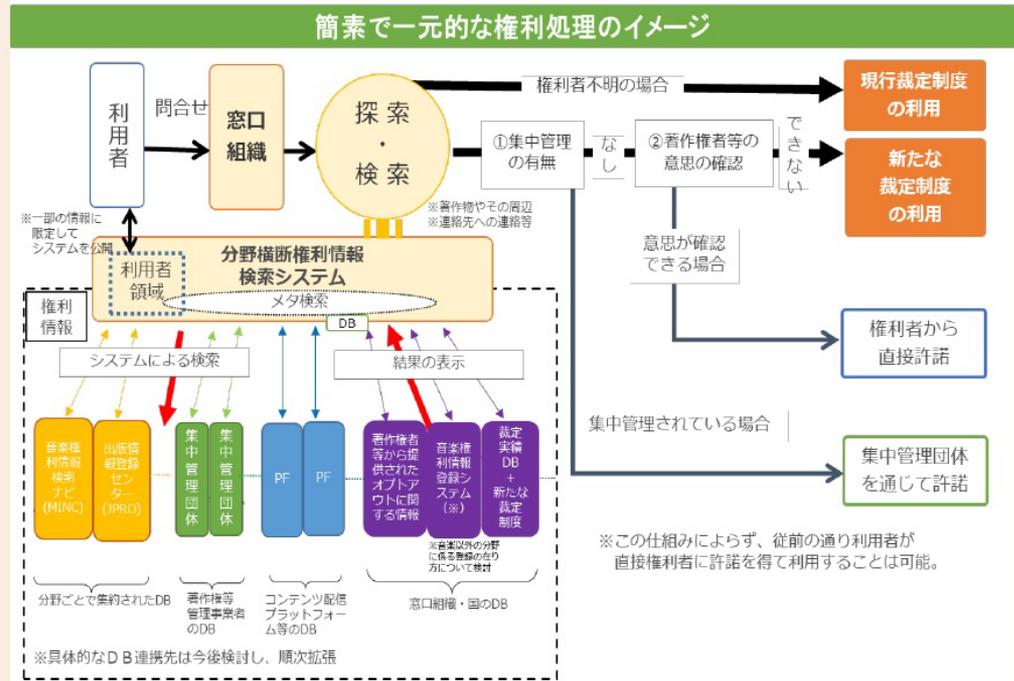
【改革のねらい】

- ✓ **デジタル時代のスピードに対応し、権利処理にかかる
手続コスト・時間コストを大幅に削減**
 - 「創作」と「利用」の循環による価値創造を加速・拡大
 - 権利者への対価還元拡大
- ✓ **分野を横断する一元的な窓口組織を活用した
新しい権利処理の仕組みを創設**
 - 著作権者等が不明の場合や意思表示のない著作物の利用が可能に
- ✓ **分野横断権利情報検索システムを構築し、
これを活用した権利者等の探索を実施**
- ✓ **可能な限りデジタルで完結する仕組みを目指す**

【新しい仕組みの想定される利用場面例】

- ・ 過去の放送番組や舞台公演等のデジタルアーカイブ・配信に際しての権利処理
- ・ UGC等のデジタルコンテンツの二次利用にかかる権利処理

簡素で一元的な権利処理のイメージ



○ **多様な個人・プレーヤーが社会に蓄積されたコンテンツを最大限に活用し、新たな価値創出を促進していくよう、膨大かつ多種多様な著作物について、簡素で一元的な権利処理が可能となる制度を創設【2023年通常国会で改正著作権法が成立】**

○ **改正法に基づく未管理著作物裁定制度の運用に必要な体制を整備**

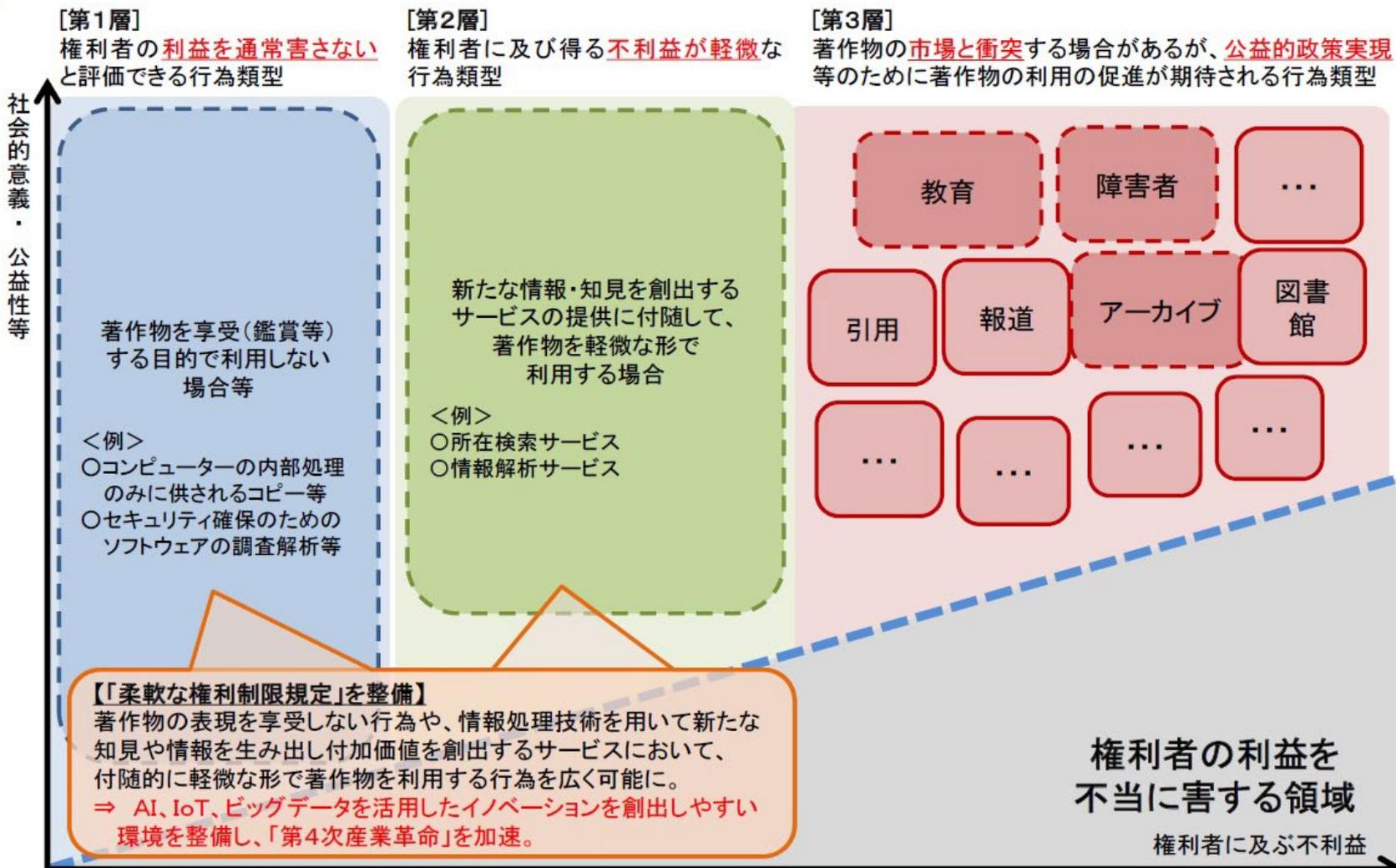
- ・簡素で一元的な権利処理のための窓口組織の円滑な整備に向けた取組
- ・分野横断権利情報検索システムの構築推進

※ コンテンツの創作・利用のサイクルを活性化し、価値増殖を加速させるデジタル時代の新たな社会インフラ整備

⇒ **幅広いステークホルダー(権利者・利用者・通信関係事業者等)の理解と協力を得ながら推進を図ることが必要**

権利制限規定に関する3つの「層」と「柔軟な権利制限規定」がカバーする範囲について

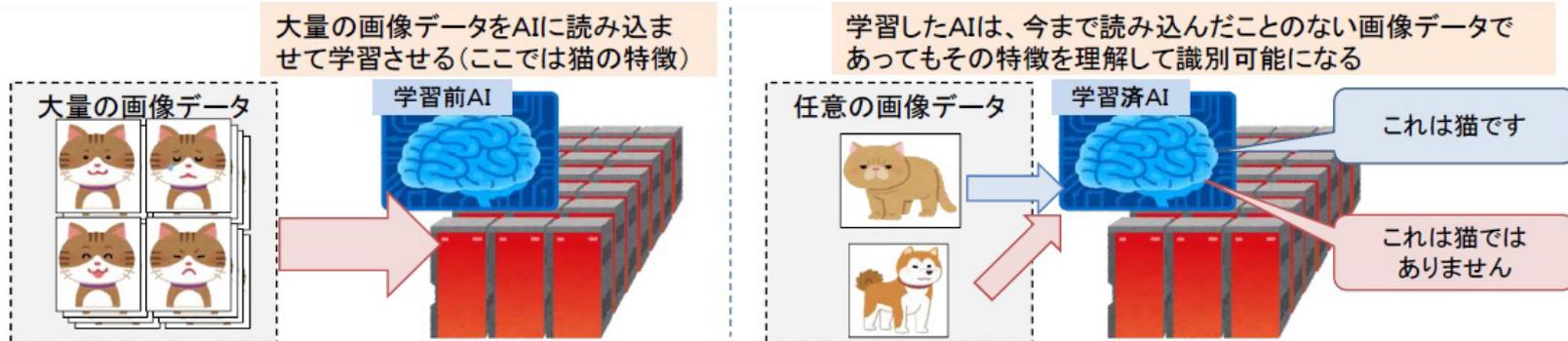
- 「文化審議会著作権分科会報告書」(平成29年4月)を踏まえ、権利者に及び得る不利益の度合いに応じて分類した3つの「層」のうち、権利者に及ぼす不利益が少ない「第1層」、「第2層」について、「柔軟性のある権利制限規定」を整備する。
- 「第3層」は、「私益(権利者の利益)」と「公益」との調整に関する政策判断を要するため、一義的には、利用の目的ごとに民主的正当性を有する立法府において制度の検討を行うことが適当。



「柔軟な権利制限規定」による対応が求められている新たなニーズの例

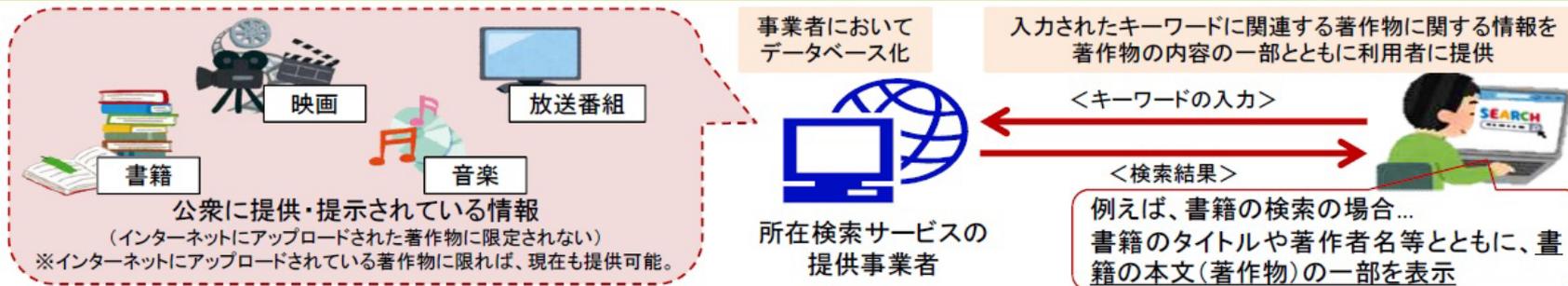
AIによる深層学習

AIに大量の情報を入力して分析させ、人間のサポート無しにそれらの情報が何であるか等を判断できるようにする学習方法。



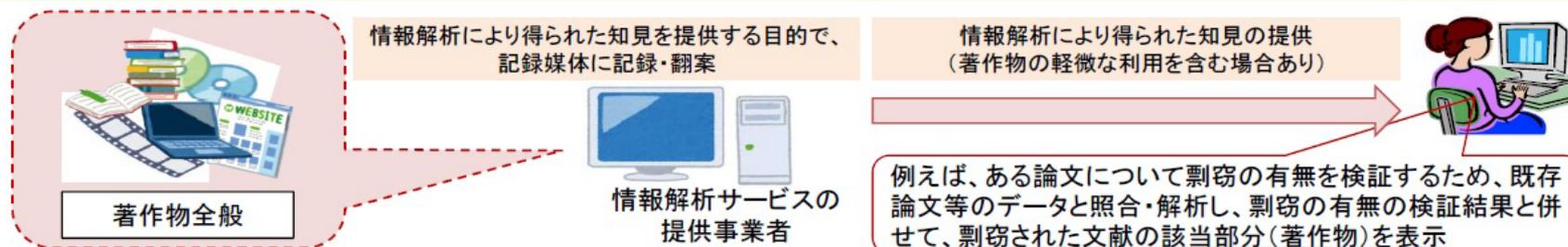
所在検索サービス

広く公衆がアクセス可能な情報の所在を検索可能にするとともに、その一部を検索結果と併せて表示するサービス



情報解析サービス

広く公衆がアクセス可能な情報を収集して解析し、求めに応じて解析結果を提供するサービス



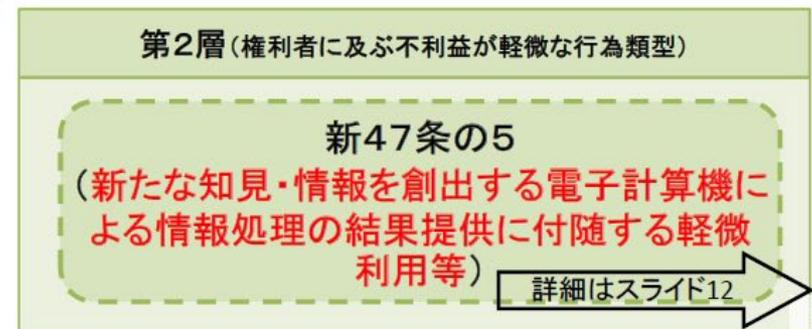
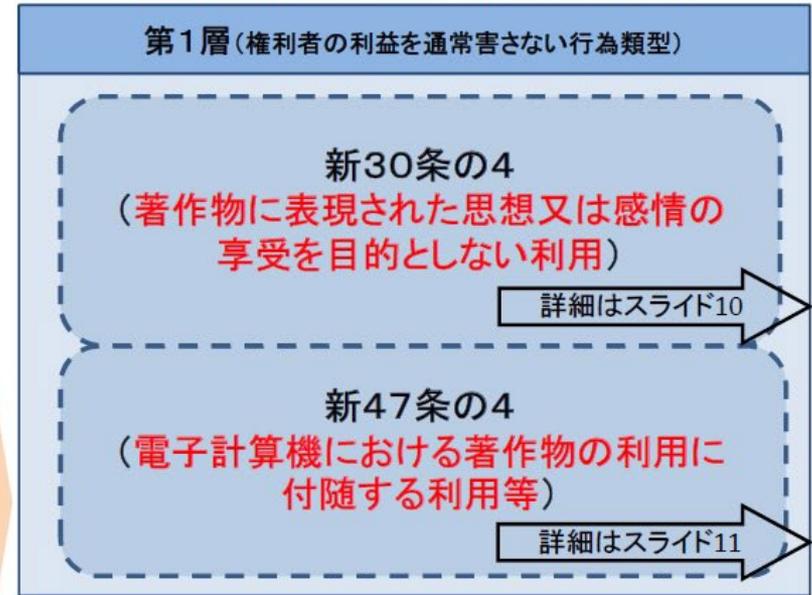
「柔軟な権利制限規定」の整備のイメージ(概要)

- 現行法でも、第1層、第2層のコンセプトが妥当する権利制限規定が複数整備されている。
- 今回、現在把握されていないニーズや将来の新たなニーズに対応できるよう、**現行規定を包含するより包括的な3つの「柔軟な権利制限規定」を新設**する。改正に伴い、現行規定は削除し、これらを包含する新しい規定に統合する。

<現行法>



<新たに整備する「柔軟な権利制限規定」>



「著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用」に関する権利制限規定(新30条の4)(第1層)

- 現行規定**では利用目的や利用の態様に関し「**個別具体的な要件**」があり、現在又は将来のニーズへの対応に課題。
- 第1層**は、権利者の利益を通常害さない行為類型であることから、「**柔軟性の高い規定**」を整備。
- 具体的には、権利制限を正当化する根拠に着目した「**より抽象的な要件**」を規定し、その要件を満たす行為は**包括的に権利制限の対象とする**。その際、予測可能性の観点から現行規定を当該行為の例示として整理・統合。

<現行法>

第1層(権利者の利益を通常害さない行為類型)

- 著作物の利用に係る技術開発・実用化の試験のための利用(30条の4)
➡ 目的が「**技術開発**」等に限定されているため「**基礎研究**」等が**対象外**となる可能性
- 電子計算機による情報解析のための複製等(47条の7)
➡ 情報解析の方法が「**統計的**」な解析に限定されているため、AI開発のためのディープラーニングで採用されている「**代数的**」「**幾何学的**」な解析が**対象外**となる可能性
利用方法が「**複製・翻案**」に限定されているためAI開発用データセットを複数の事業者で共有する行為(「**公衆送信**」等)が**対象外**となる可能性
- サイバーセキュリティ確保等のためのソフトウェアの調査解析(リバース・エンジニアリング)
- その他の新たなニーズに関わる利用【規定なし】
➡ 同様のコンセプト(著作物の享受を目的としない行為)が妥当する新たなニーズが将来生じたとしても、現行規定の**対象外**の行為に対応するにはその都度法改正が必要。

<新たに整備する「柔軟性のある権利制限規定」>

第1層(権利者の利益を通常害さない行為類型)

- 著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用(新30条の4)
【条文の骨子】 包括的に規定
著作物は、次に掲げる場合その他の当該**著作物に表現した思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。** 利用方法は限定せず
ただし、**著作権者の利益を不当に害する場合はこの限りでない。**
- ① 著作物利用に係る技術開発・実用化の試験
- ② 情報解析
- ③ ①②のほか、人の知覚による認識を伴わない利用

どのような行為が上記に該当するかをわかりやすく示す観点(予測可能性の確保)から、現行の関連規定にかかわる行為を本条の対象行為として例示

AIと著作権の関係等について

基本的な考え方

- 著作権法では、**著作権者の権利・利益の保護と著作物の円滑な利用のバランス**が重要
- 著作権は、「**思想又は感情を創作的に表現した**」著作物を保護するものであり、**単なるデータ(事実)やアイデア(作風・画風など)**は含まれない
- AIと著作権の関係については、「**AI開発・学習段階**」と「**生成・利用段階**」では、**著作権法の適用条文が異なり、分けて考えることが必要**

現状の整理

AI開発・学習段階（著作権法第30条の4※）

※平成30年著作権法改正により新たに規定

- 著作物を学習用データとして収集・複製し、学習用データセットを作成
- データセットを学習に利用して、AI（学習済みモデル）を開発
- AI開発のような情報解析等において、著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用行為※¹は、**原則として著作権者の許諾なく利用することが可能**
 - ※¹ 例えば、3DCG映像作成のため風景写真から必要な情報を抽出する場合であって、元の風景写真の「表現上の本質的な特徴」を感じ取れるような映像の作成を目的として行う場合は、元の風景写真を享受することも目的に含まれると考えられることから、このような情報抽出のために著作物を利用する行為は、本条の対象とならないと考えられる
- ただし、「**必要と認められる限度**」を超える場合や「**著作権者の利益を不当に害することとなる場合**※²」は、この規定の対象とはならない。
 - ※² 例えば、情報解析用に販売されているデータベースの著作物をAI学習目的で複製する場合など

生成・利用段階

- AIを利用して画像等を生成
- 生成した画像等をアップロードして公表、生成した画像等の複製物（イラスト集など）を販売
- AIを利用して生成した画像等をアップロードして公表したり、複製物を販売したりする場合の**著作権侵害の判断**は、著作権法で利用が認められている場合※を除き、**通常の著作権侵害と同様**
 - ※ 個人的に画像を生成して鑑賞する行為（私的使用のための複製）等
- 生成された画像等に**既存の画像等（著作物）との類似性**（創作的表現が同一又は類似であること）や**依拠性**（既存の著作物をもとに創作したこと）が認められれば、**著作権者は著作権侵害として損害賠償請求・差止請求が可能であるほか、刑事罰の対象ともなる**

今後の対応

- 上記の「現状の整理」等について、セミナー等の開催を通じて速やかに普及・啓発
- 知的財産法学者・弁護士等を交え、文化庁においてAIの開発やAI生成物の利用に当たっての論点を速やかに整理し、考え方を周知・啓発
- コンテンツ産業など、今後の産業との関係性に関する検討等について

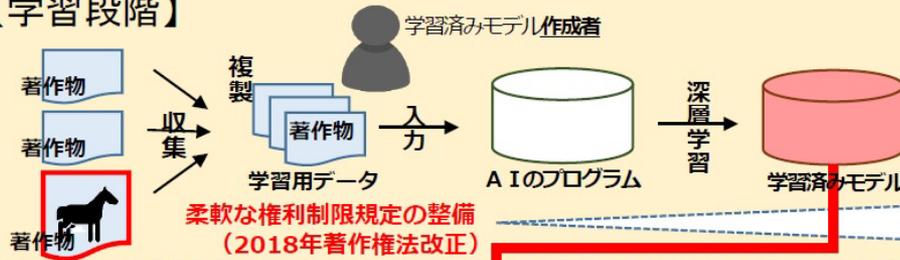
（問い合わせ先：著作権について）
文化庁著作権課
電話 03-5253-4111（内線2775）

（問い合わせ先：コンテンツ産業との関係について）
内閣府科学技術・イノベーション推進事務局重要課題（社会システム基盤）担当
電話 03-5253-2111（内線36230）

生成AIと著作権

- AIをめぐる最近の動向として、「生成AI」の技術が急激に発展。画像生成、文章作成等の分野で急速に普及。
- 生成AIがオリジナルに類似した著作物を生成するなどの懸念や、著作権侵害が大量に発生し、個々の権利者にとって紛争解決が困難となる等のおそれも指摘。
- AI技術の発展とクリエイターの権利保護等の双方の観点に留意しながら、必要な方策を検討。

【学習段階】



著作権法(柔軟な権利制限規定)

(著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用)
 第30条の4 著作物は、次に掲げる場合その他の当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

- 一 (略)
- 二 情報解析((略))の用に供する場合
- 三 (略)

【生成段階】



【生成物の利用段階】



※ AIを利用して生成した画像等を利用する場合には、著作権侵害の判断は通常の著作権侵害と同様。

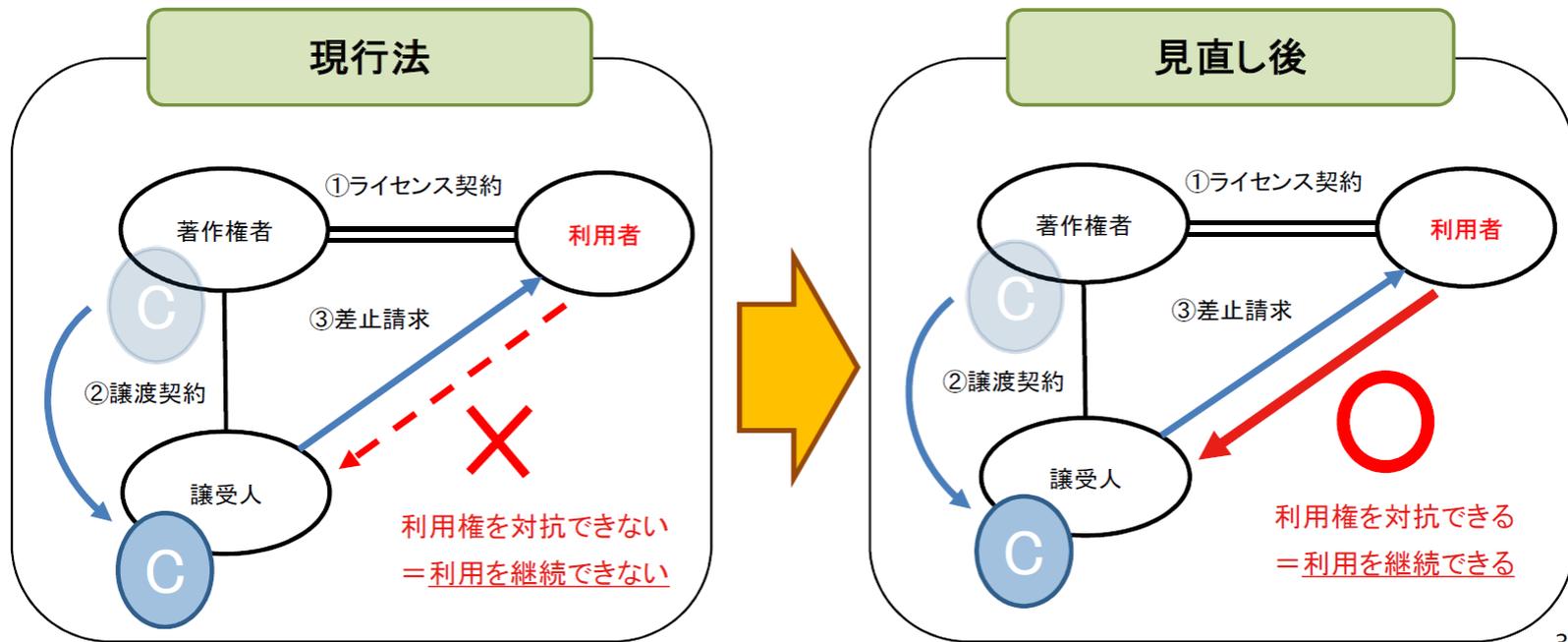
※ 生成された画像等に既存の画像等(著作物)との類似性と依拠性が認められれば、著作権侵害となる。

整理すべき論点

- ・ AI (学習済みモデル) を作成するために著作物を利用する際の、著作権法第30条の4ただし書に定める「著作権者の利益を不当に害する場合」についての考え方
- ・ AI生成物が著作物と認められるための利用者の創作的寄与に関する考え方
- ・ 学習用データとして用いられた著作物と類似するAI生成物が利用される場合の著作権侵害に関する考え方

<改正のポイント>

- 著作権者と利用許諾契約(ライセンス契約)を締結して著作物を利用している者(ライセンシー)は、著作権が譲渡された場合、著作権の譲受人などに対し、著作物を利用する権利(利用権)を対抗することができず、利用を継続することができない状況。
 - 特許法等における仕組みを参考に、著作権法においても、ライセンシーが安心して利用を継続することができるよう、利用権を著作権の譲受人などに対抗できる制度を導入する。
- (※) 対抗するために、登録などの手続は不要(当然対抗制度)



利用権に対する対抗制度の導入

今回導入される制度は

「利用許諾に係る利用方法及び利用条件に従って著作物を利用することができるという点について対抗を可能とする制度をさし、自分以外の者には利用を行わせないという点（独占性）の対抗を可能とするものではないものとして検討を行う」（著作権分科会報告書）
という考え方によるものである。

このため独占的ライセンシーであっても、みずからの利用が継続できるのであれば、権利の譲受人が第三者に非独占的ライセンスを付与することが可能となる。

このため、現在

- ①独占的ライセンスの対抗制度の導入
- ②独占的ライセンシーに対し差止請求権を付与する制度の導入について、検討が行われている。

法改正が出版契約に与える影響

- 当然対抗制度について

出版権は実質的に著作権の一部譲渡と評価できる。



出版権を設定し登録したとしても、出版権設定前からの利用許諾は存続する。

出版権設定後登録前に許諾された利用権はどうなるのか？
利用権者からのサブライセンスはどう保護されるのか？

いくつか実務上の疑問点は存在する→裁判例を待つしかない？